

個別的労使紛争のあつせん

1 概 況

令和3年中に取り扱った個別的労使紛争あっせん事件は21件であり、前年からの繰越しが6件、新規申請が15件であった。

新規申請15件の内訳は、申請者別では労働者が14件、使用者が1件であった。

業種別では、卸売・小売業、生活関連サービス業・娯楽業が多かった。

紛争内容別では、経営又は人事が多かった。

係属事件のうち17件が年内に終結し、4件が翌年へ繰り越された。終結状況は、解決7件、打切8件、処理日数（申請から終結までの日数）は、最長が154日、最短が18日、平均処理日数は64日であった。

個別的労使紛争あっせん事件の推移（近5年）

区分	項目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
係属	前年からの繰越し	0	0	0	2	6
	新規申請	17	16	15	11	15
	計	17	16	15	13	21
申請者	労働者	17	16	15	11	14
	使用者	0	0	0	0	1
	計(※)	17	16	15	11	15
業種	農業	0	0	1	0	0
	建設業	1	0	0	0	1
	製造業	5	4	2	3	2
	電気・ガス・水道業	1	0	1	0	0
	情報通信業	0	0	0	0	0
	運輸業	0	1	0	0	0
	卸売・小売業	0	0	1	1	3
	金融・保険業	0	1	0	0	0
	不動産業	1	0	1	0	0
	専門技術サービス業	0	0	0	0	2
	宿泊・飲食サービス業	1	1	1	1	1
	生活関連サービス業・娯楽業	0	0	1	0	3
	教育・学習支援業	1	0	1	0	0
	医療・福祉	5	3	4	4	2
	複合サービス業	0	0	0	0	0
	サービス業	2	6	2	2	1
	その他	0	0	0	0	0
	計(※)	17	16	15	11	15
調整事項	経営又は人事	4	6	7	6	9
	賃金	10	4	3	4	1
	労働条件等	2	1	0	0	1
	職場の人間関係	0	5	5	1	4
	その他	1	0	0	0	0
	計(※)	17	16	15	11	15
終結状況	解決	6	5	2	3	7
	打切	6	10	11	4	8
	取下	4	1	0	0	2
	不開始	1	0	0	0	0
	翌年への繰越し	0	0	2	6	4
	計	17	16	15	13	21
終結事件の平均処理日数		35	40	45	44	64

※ 申請者別、業種別、調整事項別の各合計は、新規申請分の件数である。

2 個別的労使紛争あっせん事件一覧表

通番	事件番号	申請者	労働者の雇用形態	業種	あっせん事項	事件概要	あっせん結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	あっせん回数	処理日数 (所要日数)
1	2 (個) 5	労働者	派遣労働者	製造業(その他の製造業)	雇止め撤回	派遣先に対し、正社員雇用をすとの約束の履行を求めた事件。双方の主張から金銭の支払による解決を前提に調整をしたが、双方合意に至らなかった。	打切り (あっせん)	2.11.13 (2.11.19) 3.2.5	1	85 (79)
2	2 (個) 6	労働者	派遣労働者	サービス業(職業紹介・労働者派遣業)	退職理由変更	退職理由を自己都合から会社都合へ変更を求めた事件。申請者自身がハローワークに相談し、理由が変更されたとして申請が取下げられた。	取下げ	2.11.19 (2.11.20) 3.1.25	0	68 (67)
3	2 (個) 7	労働者	正社員	医療・福祉(医療業)	退職金の支払等	退職金や退職強要に対する慰謝料の支払等を求めた事件。退職理由の確認、解決金の支払による調整を図った。	解決	2.11.24 (2.11.26) 3.3.4	1	101 (99)
4	2 (個) 8	労働者	契約社員	医療・福祉(社会保険・社会福祉・介護事業)	雇止めに対する補償	不当な雇止めを受けたとして給与2か月相当額の支払い等を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	2.11.25 (2.11.26) 3.3.17	1	113 (112)
5	2 (個) 10	労働者	正社員	宿泊業・飲食サービス業(持ち帰り・配達飲食サービス業)	解雇撤回等	解雇は不当であるとし、解雇の撤回と慰謝料等の支払を求めた事件。被申請者は、不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	2.12.1 (2.12.2) 3.1.20	0	51 (50)
6	2 (個) 11	労働者	正社員	製造業(食料品製造業)	組合結成に関する暴言の禁止	暴言により妨害された組合結成について、結成を認め、暴言の禁止を求めた事件。被申請者は、不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	2.12.25 (3.1.6) 3.2.26	0	64 (52)
7	3 (個) 1	労働者	正社員	生活関連サービス業・娯楽業(洗濯・理容・美容・浴場業)	内定取消しの撤回等	内定取消しは不当であるとして撤回と慰謝料の支払を求めた事件。被申請者は、不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	3.3.1 (3.3.2) 3.3.18	0	18 (17)
8	3 (個) 2	労働者	正社員	生活関連サービス業・娯楽業(娯楽業)	内定取消しの撤回	内定取消しは不当であるとして損害賠償等の支払を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	3.3.10 (3.3.15) 3.5.10	1	62 (57)
9	3 (個) 3	労働者	正社員	医療・福祉(医療業)	退職に関する損害賠償等	退職に追い込まれたことに対する損害賠償等の支払を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	3.4.7 (3.4.16) 3.9.7	1	154 (145)
10	3 (個) 4	使用者	正社員	卸売業・小売業	未払賃金不存在の確認	未払賃金が存在しないこと等の確認を求めた事件。被申請者は、不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	3.4.23 (3.4.26) 3.6.7	0	46 (43)

通番	事件番号	申請者	労働者の雇用形態	業種	あっせん事項	事件概要	あっせん結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	あっせん回数	処理日数 (所要日数)
11	3 (個) 5	労働者	正社員	生活関連サービス業・娯楽業(その他の生活関連サービス業)	解雇撤回	解雇は不当であるとして解雇の撤回を求めた事件。双方の主張から退職理由の変更、解決金による調整を図った。	解決	3. 5. 26 (3. 6. 1) 3. 8. 3	1	70 (64)
12	3 (個) 6	労働者	契約社員	卸売業・小売業	退職理由変更	退職理由を自己都合から会社都合へ変更を求めた事件。申請後、当事者間で話し合いが為され、退職理由が変更されたとして自主的に解決した。	自主解決	3. 6. 1 (3. 6. 8) 3. 6. 25	0	25 (18)
13	3 (個) 7	労働者	正社員	製造業(プラスチック製品製造業)	解雇撤回	解雇は不当であるとして解雇の撤回を求めた事件。双方の主張から退職理由の変更、解決金による調整を図った。	解決	3. 6. 1 (3. 6. 3) 3. 8. 30	2	91 (89)
14	3 (個) 8	労働者	契約社員	サービス業(その他の事業サービス業)	退職理由変更等	退職理由を自己都合から会社都合へ変更を求めた事件。申請者自身がハローワークに相談し、理由が変更されたとして申請が取下げられた。	取下げ	3. 8. 4 (3. 8. 10) 3. 10. 4	0	62 (56)
15	3 (個) 9	労働者	契約社員	製造業(電子部品・デバイス・電子回路製造業)	雇止め撤回	不当な雇止めを受けたとして雇止めの撤回を求めた事件。被申請者は、不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	3. 8. 6 (3. 8. 17) 3. 9. 1	0	27 (16)
16	3 (個) 10	労働者	正社員	建設業	パワハラに対する損害賠償等	在職中にパワハラを受けたとして損害賠償等の支払を求める事件。	—	3. 10. 5 (3. 10. 11) ..	—	—
17	3 (個) 11	労働者	契約社員	サービス業(専門サービス業)	パワハラに対する慰謝料請求等	在職中にパワハラを受けたとして慰謝料等の支払を求める事件。	—	3. 10. 14 (3. 10. 19) ..	—	—
18	3 (個) 12	労働者	アルバイト	宿泊業・飲食サービス業(宿泊業)	労務管理の改善等	求人内容と実際の雇用契約内容が違うとして雇用環境の改善を求める事件。	—	3. 10. 26 (3. 10. 28) ..	—	—
19	3 (個) 13	労働者	正社員	医療・福祉(医療業)	解雇撤回	解雇は不当であるとして解雇の撤回を求める事件。	—	3. 10. 27 (3. 10. 28) ..	—	—
20	3 (個) 14	労働者	パート	卸売業・小売業	いじめに対する慰謝料請求	在職中に受けた暴言等のいじめに対し、慰謝料の支払を求めた事件。被申請者は、不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	3. 11. 25 (3. 11. 29) 3. 12. 21	0	27 (23)

通番	事件 番号	申請 者	労働者の 雇用形態	業 種	あっせん事項	事件概要	あっせん 結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	あっ せん 回数	処理日数 (所要日数)
21	3 (個) 15	労働 者	正社員	サービス業(専門サ ービス業)	パワハラに対す る補償金支払等	パワハラを受けたとして補償金の支払や退職理由の 変更を求めた事件。被申請者は、不応諾の意向を示 した。	打切り (不応諾)	3.12.2 (3.12.6) 3.12.22	0	21 (17)

(注) 1 「労働者の雇用形態」欄における区分は次のとおりとする。

- ・ 正社員・正職員…勤務先において、「一般職員」「正社員」又はそれに類する名称で呼ばれている者
- ・ パート・アルバイト…就業時間や日数に関わらず、勤務先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに類する名称で呼ばれている者
- ・ 派遣労働者…「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて労働した者
- ・ 契約社員…専門的職種に従事させることを目的とした、雇用期間の定めのある労働契約により雇用された者

2 「指名年月日」とは、あっせん員を指名した日をいう。

3 「処理日数」とは申請から終結までの日数をいい、「(所要日数)」とはあっせん員の指名から終結までの日数をいう。